

E分科会 テーマ② 会計検査院の实地検査

講師：田辺和秀氏

(日本私立学校振興・共済事業団)

運営委員：長岡寛治

酒井伸

経常費補助金は、私立大学等の教育条件と研究条件の維持向上及び在学生の修学上の経済的負担の軽減並びに経営の健全化等に寄与するため、国から日本私立学校振興・共済事業団を経て、大学等を設置している学校法人に交付されています。日常的・経常的な経費に対する補助を趣旨とし、教職員の給与費、教育と研究の経費等を対象とする一般補助、特定の分野や課程等に係る教育・研究の振興を図るために特別補助の枠があります。国が直接または間接に交付していることから、会計検査院の实地検査の対象となっています。この調査の結果は検査院から内閣への報告書に不当事項として毎年提出されることとなります。

この分科会では、日本私立学校振興・共済事業団 助成部補助金課の田辺和秀課長を講師として研修を行いました。

研修では、次の3項目についてパワーポイントによるわかり易い解説が行われました。

1. 实地検査の最近の動向

实地検査の根拠法令に基づき、検査は11月から翌年5月まで学校法人に対し実施、過大交付額が一定金額以上の時は不当事項として国会に報告される。平成27年度の検査は30件と昨年の1.5倍に増加。今年度については現在調整中であるが、14法人が不当法人となった模様で、「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」等のテーマ検査で9件ほど、経常費のみの指摘が5件ほど上がっている様子である。また不当事項の内容について平成21年度以降の各項目について説明があった。

平成28年度検査については11月から実施され、現在5～8名の検査官で調査が行われている。おおむね2～3か月前に連絡があり、平成27年度は1日検査校があり検査数が増加したが一般的には2日間の調査であり平成28年度は検査数は減少するのではないかとの見方が示された。

2. 具体的な指摘事例と対応策

一般補助では今年度「1週間の割当授業時間数未達」「留年者の控除数の誤り」での指摘があり、特別補助は“人数系”と“経費系”で指摘件数の多い事項について具体的な事例を参考に解説及び対策の詳細な説明があった。申請誤りの発生要因をもとにポイントを絞ったチェック方法の説明があった。

3. 効率的な見直し方法

申請時の対策は、①協働体制（申請担当部署だけでなく学校全体で取組む、自分の報告が補助金に影響するとの関係部署間の情報共有）が必要、②検査時は入力要領・記入要領との照合により指摘されることから確認が重要、③指摘に対し円滑な説明ができるように「根拠資料」と「調査票」との間に一覧表や取り組み状況表などの中間資料を作成し申請の調査票と一緒に保管するなどの説明があった。

不当事項となった場合、国会報告がなされるばかりでなく、新聞等マスコミでも公表され募集等にも影響を及ぼすことから参加者の関心は高く、個別に質問や相談を持ちかけるなど有意義な研修となりました。